

第1回旭市公共施設等総合管理計画策定市民委員会次第

日時：平成27年10月2日(金)

午後2時から

場所：旭市役所 3階 委員会室

- 1 開 会
- 2 委嘱書の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 委員長・副委員長の選出
- 6 旭市公共施設等総合管理計画策定市民委員会の概要等について
- 7 議題
 - (1) 旭市公共施設白書について
 - (2) 公共施設等総合管理計画について
 - (3) 策定スケジュールについて
- 8 その他
- 9 閉 会

旭市公共施設等総合管理計画策定市民委員会 委員名簿

任期：平成27年10月2日～平成28年9月30日

職 名	氏 名	備 考
委員長		
副委員長		

No.	氏 名	備 考
1	う い かずのり 字 井 和 則	
2	おおしま ふみお 大 嶋 文 男	
3	おおつか しげお 大 塚 成 男	
4	しいな かずみ 椎 名 和 美	
5	しまだ ゆきのり 島 田 幸 徳	
6	すずき たかよし 鈴 木 教 義	
7	たかぎ ひろゆき 高 木 博 幸	
8	たかね まさと 高 根 雅 人	
9	ただ田 かずお 多 田 和 夫	
10	つかもと しんいち 塚 本 真 一	
11	とむら みちこ 戸 村 美 智 子	
12	ほりい かずお 堀 井 和 夫	
13	よねもと じゅいち 米 本 壽 一	
14	わたなべ ゆきのり 渡 辺 幸 則	

旭市公共施設等総合管理計画策定市民委員会設置要綱

平成 26 年 7 月 22 日

旭市告示第 119 号

(設置)

第 1 条 公共施設等総合管理計画の策定にあたり、幅広い見地から意見を求めるため、旭市公共施設等総合管理計画策定市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、公共施設等総合管理計画の策定に関し、必要な事項を検討し、提言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた見識を有する者、その他の市長が認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、公共施設等総合管理計画の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、行政改革推進課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 28 日告示第 151 号）

この告示は、公示の日から施行する。

公共施設等総合管理計画について

平成27年10月2日

第1回 策定市民委員会資料

1. 策定の背景

【背景】

◆ 公共施設の老朽化対策

(今後10年から20年以内に一斉に建替えや大規模修繕等の更新を迎える可能性)

◆ 利用需要の変化

(少子高齢化、人口減少、民間代替施設の増加)

◆ 財政負担

(地方税の減少、扶助費の増大等による普通建設事業費の縮減)

【総合的かつ計画的な管理の必要性】

早急に公共施設等の**全体の状況を把握し、**
長期的な視点をもって、**更新・統廃合・長寿命化**などを
計画的に行うことにより、**財政負担を軽減・平準化**するとともに、
公共施設等の**最適な配置を実現**する必要がある。

2. 公共施設等総合管理計画の策定要請

- ① 平成26年4月22日に総務省より地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定要請があった。
- ② 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
- ③ 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率1/2)

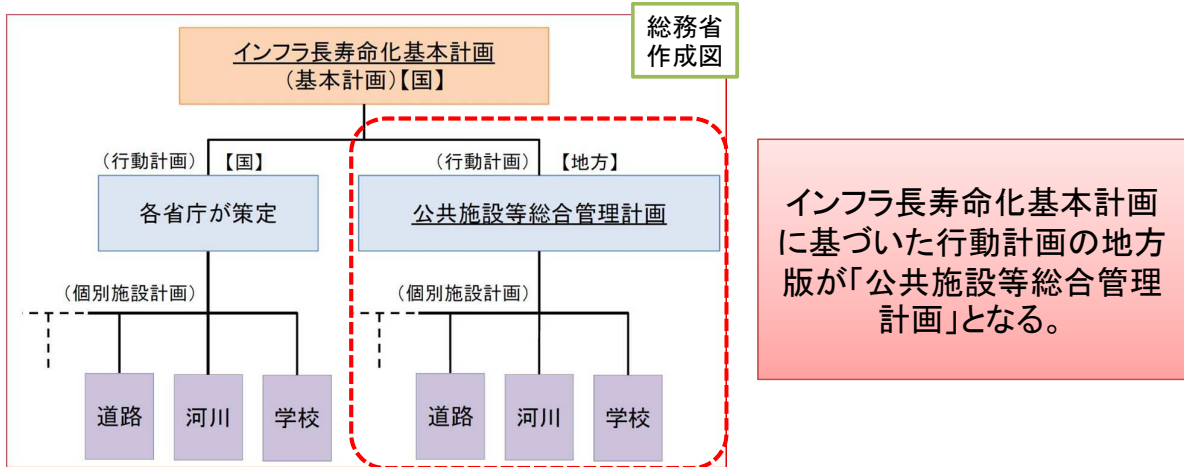
3. 公共施設等総合管理計画の概要

- ① 前提条件
 - **公共施設等全体**を対象とした計画とする。→旭中央病院を除く全て
 - **10年以上の計画期間**とする。→本市では概ね20年先(平成48年度)
- ② 現状や課題を客観的に把握・分析
 - 老朽化の状況や利用状況をはじめとした**公共施設等の状況**
 - **総人口や年代別人口**についての今後の見通し
 - 公共施設等の維持管理・更新等に係る**中長期的な経費**やこれらの経費に**充当可能な財源の見込み**
- ③ 計画内容
 - 公共施設等の**総合的かつ計画的な管理**に関する基本的な方針
 - **施設類型ごとの管理**に関する基本的な方針
- ④ 実効化への手当
 - **現状や課題**に関する基本認識を記載する(数量等の適正規模)。
 - 公共施設等の全体を対象とした**数値目標**を定める。
 - **全庁的な取組体制及び情報共有方策**を定める。

4. 旭市公共施設等総合管理計画の位置づけ (①国との役割分担)

●旭市公共施設等総合管理計画の位置づけ

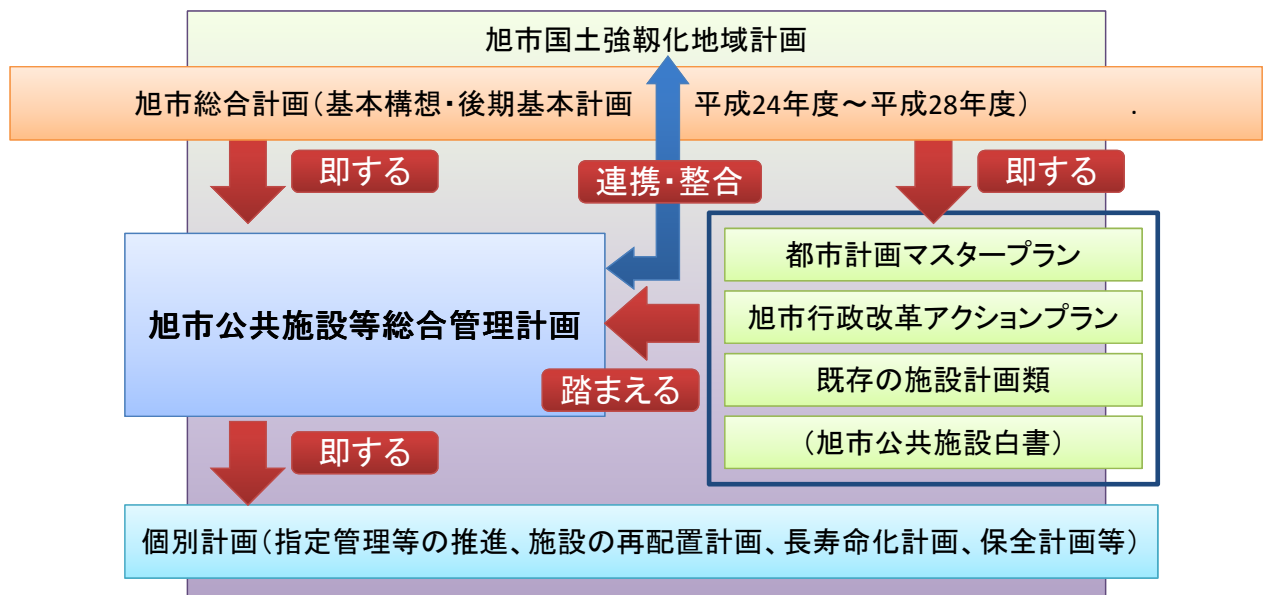
国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところである。



4. 旭市公共施設等総合管理計画の位置づけ (②既存計画類との関係)

●旭市公共施設等総合管理計画の位置づけ

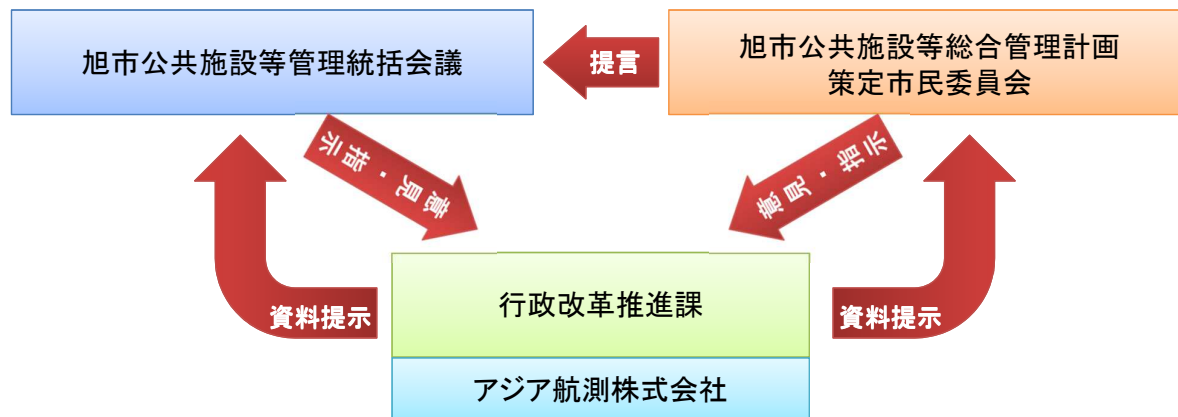
- ✓旭市総合計画に即して作成します。
- ✓旭市行政改革アクションプラン等の各種計画や行政資料を踏まえて作成します。
- ✓公共施設等総合管理計画に即して、公共施設やインフラ施設の個別計画を行います。
- ✓国土強靱化地域計画と相互に連携して整合性を持ちながら進めます。



5. 計画策定の組織

● 公共施設等総合管理計画策定に関わる体制

- ① 公共施設等管理統括会議【市長・副市長・教育長及び関係課長(23課)】
 - 総合管理計画の策定・総合管理計画の適正な推進・公共施設等管理に係る重要事項等に関すること
- ② 公共施設等総合管理計画策定市民委員会【市民代表及び学識経験者等:14名】
 - 総合管理計画の策定にあたって提言
- ③ 行政改革推進課【計画策定の主管課】
 - 事務局として連絡調整・計画案の作成
- ④ アジア航測株式会社【計画策定支援業者】
 - 調査・分析作業・資料作成・各種支援業務



6. 策定までのスケジュール

	10月	11月	12月	H28 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
策定 市民委員会				○会議開催				○会議開催			○会議開催	
管理統括会議				○会議開催				○会議開催			○会議開催	
行政改革推進課					計画素案 モデルプラン たたき台意見の組入							
アジア航測株式会社	調査・分析	計画たたき台			計画素案 モデルプラン たたき台意見の組入				計画案 意見の組入		計画策定	

公共施設等総合管理計画の記載概要

第 1 公共施設等の現況及び将来の見通し

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込等

第 2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

- (1) 計画期間
- (2) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ① 点検・診断等の実施方針
 - ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
 - ⑤ 長寿命化の実施方針
 - ⑥ 統合や廃止の推進方針
 - ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- (5) フォローアップの実施方針

第 3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第 4 その他全般に係る事項